

第6回自治基本条例を創る会を開催しました

- 6/23(水)に、第6回目となる「創る会」を開催しました。
- 今回は、「地域コミュニティ活動の推進」及び「市民活動団体への支援」について、グループに分かれて話し合いを行いました。
- 当日資料及び参加者の意見のまとめは、2ページ以降をご覧ください。



次第

- 1 前回(6/14)の振り返り
- 2 資料提供(グループワークのための参考資料等の説明)
- 3 グループワーク(上記の項目についての意見交換)

<p style="text-align: center;">＜H22. 5. 12 現在の案＞</p>	<p style="text-align: center;">＜素案たたき台＞</p>
<p>第 4 節 地域コミュニティ活動の推進</p> <p>(地域コミュニティ活動の推進)</p> <p>第27条 市民は、地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、互いが地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区等の<u>基礎的な</u>地域コミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するよう努めます。</p> <p>2 市の執行機関等は、地域コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動を支援するために必要に応じて、<u>情報や活動場所の提供、活動資金の援助、専門家の派遣などの措置を講ずる</u>ように努めます。</p> <p>3 地域コミュニティ活動の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努力します。</p> <p>【解説等】 地域コミュニティ活動について定めたものです。 「地域コミュニティ」とは、一般に広く使われる広義の『コミュニティ』ではなく「地域の課題に自ら取り組むことを目的とし、自主的に形成された集団」に絞った区などの地縁型のコミュニティとして規定します。地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、守り育てていくことを市民に求めています。 また、執行機関等が地域コミュニティに対し、<u>環境整備を支援することにより、地域自治の拡充を図ります。</u></p>	<p>第 4 節 地域コミュニティ活動の推進</p> <p>(地域コミュニティ活動の推進)</p> <p>第27条 市民は、地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、互いが地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区等の<u> </u>地域コミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するよう努めます。</p> <p>2 市の執行機関等は、地域コミュニティの果たす役割を尊重し、<u>その活動を支援</u>します。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">3 項修正なし</p> <p>【解説等】 地域コミュニティ活動について定めたものです。 「地域コミュニティ」とは、一般に広く使われる広義の『コミュニティ』ではなく「地域の課題に自ら取り組むことを目的とし、自主的に形成された集団」に絞った区などの地縁型のコミュニティとして規定します。地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、守り育てていくことを市民に求めています。 また、執行機関等が地域コミュニティに対し、<u>必要に応じて情報や活動場所の提供、活動資金の援助、専門家の派遣などの措置を講ずるなどの環境整備を支援することにより、地域自治の拡充を図ります。</u></p>

裏面あり

<H22. 5. 12 現在の案>	<素案たたき台>
<p>第 5 節 市民活動団体への支援</p> <p>(市民活動団体への支援)</p> <p>第28条 市の執行機関等は、市民活動団体が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めるとともに、<u>その自主性及び自立性を尊重し、相互理解を深めることにより、まちづくりの推進に努めなければなりません。</u></p> <p>2 市の執行機関等は、その行政活動のうち、市民自治活動の特性を生かすことがより効果的であると判断される分野については、積極的に協働の機会を拡充するように努めます。</p> <p>3 市の執行機関等は、市民活動団体を促進するため、<u>必要に応じて、情報の提供、相談、専門家の派遣などの措置を講ずるよう努めます。</u></p> <p>【解説等】</p> <p>市民の公益活動団体への支援について定めたものです。</p> <p>本市においては、地域における活動や、環境保全や健康福祉分野などのテーマに基づいたボランティア活動団体やNPO等の活動も盛んになってきています。</p> <p>このような公的利益や社会貢献につながる市民自らによる自主的・自発的な取り組みこそが、<u>住民自治の基本となるものであり、今後、協働のまちづくりを進めるにあたっては、このような市民活動団体との連携が不可欠であり、こうした活動に対する市の執行機関等の支援を定めています。</u></p> <p>これまで行政の役割と考えられていた分野においても、それぞれの得意分野を生かし、市民活動団体と市が協働しながら、それぞれが公共的なサービスを提供していくことも、これからの新しいまちづくりには必要です。</p>	<p>第 5 節 市民活動団体への支援</p> <p>(市民活動団体への支援)</p> <p>第28条 市の執行機関等は、市民活動団体が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めます。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2 項修正なし</p> <p>3 市の執行機関等は、市民活動団体の<u>活動を促進します。</u></p> <p>【解説等】</p> <p>市民の公益活動団体への支援について定めたものです。</p> <p>本市においては、地域における活動や、環境保全や健康福祉分野などのテーマに基づいたボランティア活動団体やNPO等の活動も盛んになってきています。</p> <p>このような公的利益や社会貢献につながる市民自らによる自主的・自発的な取り組みは、<u>今後、協働のまちづくりを進めるにあたり必要であることから、市の執行機関等が市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、必要に応じて情報の提供や相談など活動に対する支援をしていくことで、相互理解を深めることに努めます。</u></p> <p>これまで行政の役割と考えられていた分野においても、それぞれの得意分野を生かし、市民活動団体と市が協働しながら、それぞれが公共的なサービスを提供していくことも、これからの新しいまちづくりには必要です。</p>

【熊本市自治基本条例から抜粋】

（地域コミュニティ活動）

- 第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。
- 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、お互いを十分に尊重しながら進めることとします。
 - 3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。

説明

- 第32条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。
- 本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとしてさまざまな地域団体が設立され、地域住民自らの役割を自覚し、お互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見だし、解決するなど、地域ごとに特色のある住みよいまちづくりが進められています。
しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなっているという現状があります。
- このようなことから、第1項では、市民が可能な範囲で協力し、参加することで、市民は地域コミュニティ活動を推進するよう努めると定めています。
- 第3項では、行政は自主的で自立的な地域コミュニティ活動を支援していくことを定めています。

（市民公益活動）

- 第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。
- 2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。

説明

- 第33条は、市民の公益活動について定めたものです。
- 本市においては、町内自治会や校区自治協議会など地域団体による活動が活発に展開されているほか、環境保全や健康福祉分野などのテーマに基づいたボランティア活動団体やNPO等の公益活動も盛んになってきています。
- そこで第1項では、このような公的公益や社会貢献につながる活動が推進されることは、今後、協働のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、市民は、公益活動に対する理解を深め、守り育てるということを定めています。
- 第2項では、行政は、市民公益活動が推進されるよう支援することを定めています。

【熊本市自治基本条例を参考にして作成した案】

(コミュニティ活動)

第27条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動（以下「コミュニティ活動」といいます。）の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければなりません。

【解説等】

本市においては、区や町内会をはじめとした様々な地域団体により、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められてきました。

しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなっているという現状があります。

このようなことから、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めることを定めています。

この、市民の自主的な地域における活動をコミュニティ活動といいます。

市は、そのコミュニティ活動の役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう、また、主体となる住民の自治の意識や体力を弱めることのないよう配慮する中で、その必要性に応じて様々な施策（コミュニティ施設整備に対する補助金などの金銭的支援や、調整・仲介等の人的支援）を講じていくというものです。

また、こういったコミュニティ活動を行う団体には、区や町内会等の地域団体のほか、環境保全や健康福祉分野などのテーマに基づいたボランティア活動団体や、NPO等の公益活動団体も含まれます。

